

令和5年4月 日
個人情報保護委員会

オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について

1. 調査の目的

令和4年4月1日に全面施行された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第27条第2項¹の規定に基づき提供できる個人データの範囲や届出事項等が変更されたことに加えて、令和5年3月17日に、犯罪対策閣僚会議において「S NSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン²」が策定されたことも踏まえ、同項に基づきオプトアウトの届出を行った事業者（以下「オプトアウト届出事業者」という。）を対象に、個人情報の適正な取扱いがなされているのかについて把握するための調査（以下「本件調査」という。）を行った。

2. 本件調査の概要

(1)調査方法

オプトアウト届出事業者に対し、委託事業者を通じて調査票をメール送付（任意調査）

(2)調査事項

個人データの取得方法、個人データの適正取得の確認方法、個人データ提供先の利用目的の確認方法、個人データの提供件数、個人データの提供先に対する本人確認手続 など

(3)調査対象

オプトアウト届出事業者（法人・個人）162者（令和4年12月末時点）

(4)回収率

令和5年2月27日から3月20日までに調査票120件回収（回収率74.1%）

※3月21日以降も調査票が提出され、4月14日時点で144件回収（回収率88.9%）。

以下の取りまとめ内容は、3月21日から4月14日に提出された調査票も含めて整理・分析

¹ 個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、法第27条第2項に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第27条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（オプトアウトによる第三者提供）。

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/230317/honbun-1.pdf>

3. 調査結果の概要

(1)第三者に提供する個人データの取得方法について

- ・ 書籍、新聞、雑誌、Webサイト、登記情報、官報等の一般に公開されている情報から取得しているとの回答が約8割、個人へのヒアリング、アンケート調査、現地調査等で取得しているとの回答が約2割となっている。

(2)提供データが、法第20条第1項（適正な取得）に違反して取得されたものでないとの確認方法について

- ・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき適正に取得している、公表情報から取得している等の具体的な内容が不明確な回答が約2割あった。こうしたことを踏まえ、個人情報を取得するにあたっては、必要な確認等を行うよう、注意喚起等を行うこととしたい。
- ・ なお、回答された確認方法として、法人が自社のホームページで公表している社員情報であることや官公庁の公表情報であることを確認して個人情報を取得している、情報の取得元であるWebサイトの利用規約を確認している、提供元の情報取得方法を契約書等により確認している等があった。

(3)第三者から個人データの提供を受けているか等について

- ・ 個人データの第三者提供を受けているとの回答は約2割、受けていないとの回答は約8割となっている。
- ・ 個人データの第三者提供を受けていると回答したオプトアウト届出事業者のうち、約2割は、提供元がオプトアウト届出事業者でないことを確認していない又は無回答となっている。こうしたことを踏まえ、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、提供元がオプトアウトにより個人データを提供するものか等について、適切に確認するよう注意喚起等を行うこととしたい。
- ・ また、個人データの第三者提供を受けていると回答したオプトアウト届出事業者のうち、約2割は、提供元の事業者が法第20条第1項の「偽りその他不正の手段」に該当しない手段により個人情報を取得しているとの確認方法について、回答に具体性がない又は無回答となっている。こうしたことを踏まえ第三者から個人データの提供を受けるに際しては、取得するデータの内容や取得方法等に応じて、提供元が「偽りその他不正の手段」により個人情報を取得していないか等について、適切に確認するよう注意喚起等を行うこととしたい。

(4)個人データ提供先の利用目的等の確認について

- ・ オプトアウトにより個人データを提供するにあたって、提供先が提供を受けたデータを法第19条の「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」で利用しないことを確認していないとの回答は約3割となっている。こうしたことを踏まえ、オプトアウトにより個人データを提供するにあたっては、提供するデータの内容等に応じて、提供先の利用目的等について、適切に確認するよう注意喚起等を行うこととしたい。
- ・ なお、回答された確認方法としては、提供先に対し利用目的を聴取している、提供先の事業内容等を確認している、オプトアウト届出事業者が定める利用規約や契約において不適正利用の禁止を規定している等があった。

(5)オプトアウトによる個人データの提供件数について

- ・ 令和4年4月1日から令和5年1月31日の期間における法人に対するオプトアウトによる個人データの提供件数³は、0件のオプトアウト届出事業者が最も多く、続いて1件以上100件以下のオプトアウト届出事業者が多かった。

全体	0件	1件以上～100件以下	101件以上～1,000件以下	1,001件以上～5,000件以下	5,001件以上～10,000件以下	10,001件以上	無回答
144者	50者	48者	29者	3者	4者	10者	0者
100.0% ⁴	34.7%	33.3%	20.1%	2.1%	2.8%	6.9%	0.0%

- ・ 令和4年4月1日から令和5年1月31日の期間における個人に対するオプトアウトによる個人データの提供件数は、0件のオプトアウト届出事業者が最も多く、続いて1件以上100件以下のオプトアウト届出事業者が多かった。

全体	0件	1件以上～100件以下	101件以上～1,000件以下	1,001件以上～5,000件以下	5,001件以上～10,000件以下	10,001件以上	無回答
144者	112者	17者	3者	4者	0者	6者	2者
100.0% ⁴	77.8%	11.8%	2.1%	2.8%	0.0%	4.2%	1.4%

- ・ 法人・個人のいずれの提供件数も0件と回答したオプトアウト届出事業者は40者となる。

³ 提供したデータの数や提供したデータに含まれる個人情報の数ではなく、提供行為を行った件数

⁴ 各項目の割合（%）において四捨五入しているため、合計は100%とならない

(6)個人データの提供先に対する本人確認手続等

- ・ オプトアウトによる個人データを提供するに当たり、提供先に対して、本人確認手続等を実施していないとの回答は約3割であった。こうしたことを踏まえ、オプトアウトにより個人データを提供するに当たっては、提供するデータの内容等も踏まえ、必要に応じて本人確認手続等を行うよう、注意喚起等を行うこととしたい。
- ・ なお、回答された確認方法として、身分証明書の提示を求めている、会社訪問により法人の実在を確認している、業法に基づく登録を確認している等の回答があった。

(7)届出事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことについて

- ・ オプトアウト届出事業者は、法第27条第2項に基づき、届出事項について本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要があるところ、ホームページに掲載しているとの回答があった。
- ・ 「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならず（例えば、本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載するなど）、単に自社のホームページで掲載することが、必ずしもこの要件を充足するわけではないことに留意が必要である。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の規定も踏まえ、適切な対応を行うよう注意喚起等を行うこととしたい。

4. 今後の対応

本件調査においては、具体性がない回答や無回答のオプトアウト届出事業者もあり、適切な対応を行っているか不明確な点もあることから、オプトアウト届出事業者の業務の参考となる内容⁵も含めて、オプトアウト届出事業者へ注意喚起を行うとともに、オプトアウト届出事業者以外の一般事業者に対しても注意喚起を行うこととしたい。

また、本件調査の結果も踏まえ、必要に応じて法に基づく権限行使も検討することとしたい。

以上

⁵ 適正取得に違反していないとの確認方法、提供先の利用目的の確認方法、本人確認手続等

(参考)

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（不適正な利用の禁止）

第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第20条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 （略）

（第三者提供の制限）

第27条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
- 三 第三者に提供される個人データの項目
- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 五 第三者への提供の方法
- 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 七 本人の求めを受け付ける方法
- 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3～6 （略）